

がんばる漁業復興支援事業実施要領

23水管第1820号

平成23年11月21日

水産庁長官通知

一部改正

24水管第261号

平成24年4月20日

24水管第1052号

平成24年7月25日

25水管第2479号

平成26年3月20日

27水推第1309号

平成28年3月29日

30水推第1325号

平成31年3月29日

第1 事業の実施

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の3の（1）に基づく事業の実施は、以下によるものとする。

1 事業の趣旨

（1）新船導入による収益性改善の事業

新船導入による収益性改善の事業は、操業海区グループ又は漁業種類ごと等に、新たに省エネ高性能漁船等を導入して漁船の適正規模化などを実施し、次期代船建造が可能となる収益性の向上を目指した取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。なお、共同利用漁船等復旧支援対策事業及び共同利用小型漁船建造事業による漁船導入は、全て新船導入とみなす。

（2）既存船活用による収益性回復の事業

既存船活用による収益性回復の事業は、既存船を活用し、漁業の償却前利益の確保を目標とした安定的な水産物生産体制の構築に資する取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。

（3）漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業

漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者が、新船の導入又は既存船の活用により、漁獲量を震災前の5割以上に回復させることを目標とした水産物生産体制の構築に資する取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。

2 事業の内容

- (1) 事業実施者（実施要綱第3の3の(1)に規定する「地域漁業復興協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）は、実施要綱第3の1の(2)のウの認定漁業復興計画（以下「認定漁業復興計画」という）に基づき1の(1)から(3)の事業に取り組む漁業者（以下単に「漁業者」という。）と別添1のがんばる漁業復興支援事業操業費用等経費算定基準（以下「算定基準」という。）に基づき、操業契約等を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが、認定漁業復興計画に基づいて、これらの事業に取り組む場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定により事業実施者と操業契約等を締結した漁業者（以下「契約漁業者」という。）は、1の(1)から(3)までの事業に係る新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。なお、(1)のただし書の場合にあっては、事業実施者が新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。
- (3) 事業実施者は、契約漁業者に対し、算定基準に基づき、操業に必要な費用を支払うものとする。
- (4) この事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。
- (5) この事業における漁獲物は、事業実施者が認定漁業復興計画に基づいて販売するものとする。契約漁業者は漁獲物について、認定漁業復興計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (6) 事業実施者は、3の各事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに事業の結果を取りまとめ、認定漁業復興計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間

- (1) この事業は、1事業期間を1年とする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、これによりがたい場合には、事前に水産庁長官と協議の上、事業期間を定めることができるものとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3年を超えて実施することはできないものとする。
- (3) (1)のただし書の場合において、複数の船（まき網漁業の場合は船団）を使用し、1事業期間当たりグループで1つの事業を実施する場合（以下「集団操業計画」という。）については、各船ごとに1年を超えない期間で操業契約等を締結するものとし、各船ごとの一部又は全部の事業開始日が異なる場合にあっては、3事業期間を通算して事業を実施できる期間は、(2)にかかわらず最初に事業を開始した日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲で定めるものとする。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間ごとに特別勘定を設け、漁獲物の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。）から助成金の

返還に必要な額を当該勘定に繰り入れることにより管理するものとする。

- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、漁業者等への報奨金を含め、地域漁業復興プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、実施要綱第2に規定する事業実施主体（以下「水漁機構」という。）及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

- (1) 契約漁業者（2の（1）のただし書の場合にあっては、事業実施者）が漁業経営を中止したとき。
- (2) 事業実施者と契約漁業者が操業契約等を解除したとき。
- (3) 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき。
- (4) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。
- (5) 事業実施者又は契約漁業者がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。
- (6) その他水産庁長官が事業を継続することが不適当と判断したとき。

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5の（1）から（6）までのいずれかに該当する疑いがある場合には、水漁機構に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に従って、認定漁業復興計画に基づく新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等に必要の操業費用等経費を算出するものとする。

ただし、集団操業計画に基づく事業を実施する場合にあっては、各船ごとに操業契約等を締結した期間に従って、操業費用等経費を算出するものとする。

イ 事業実施者は、2の（1）のただし書の場合を除き、アにより算出した金額を支払う操業契約等を漁業者と締結するものとする。

ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第1号によるがんばる漁業復興支援事業実施計画を水漁機構を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定漁業復興計画に沿った内容であること。

(イ) 1から4までに規定された内容を満たしていること。

(ウ) 操業契約等において、事業実施者が、契約漁業者及びその従事者（乗組員等）に対

して、操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと判断した時は操業契約等を解除することを定めていること。

(エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること。

(オ) 操業契約等に基づき契約漁業者に支払う操業費用等が、算定基準に合致していること。

オ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。ただし、別添2で規定する助成金対象経費であって承認された総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び水漁機構と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。なお、水揚げ港及び事業経費の変更については、水産庁長官が認めた場合に限り(2)のアの実施状況報告書の提出前まで行えるものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後(事業期間が1年を超える場合は1年間ごと経過後)60日以内に、別記様式第2号により実施状況報告書を作成し、水漁機構を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別記様式第3号により事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の3の(1)に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとする。

2 助成金の交付

(1) 事業実施者は、第1の7の(1)のウの承認を受けたときは、別記様式第4号により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。この際、最初に交付申請できる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁及び水漁機構に協議するものとする。

(2) 水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の(1)のただし書により1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、(2)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別記様式第6号により概算払を請求することができるものとする。

(4) 水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の

交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

- (6) 事業実施者は、1 事業期間の事業終了後、別記様式第 7 号の助成金精算報告書に第 1 の 7 の (2) のアの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。
- (7) 水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

- (1) 水漁機構は、第 1 の 7 の (2) のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第 8 号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 水漁機構は、実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。
- (3) 水漁機構は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (4) 水漁機構が事業実施者に対し (3) の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 運転経費等助成金の返還

(1) 返還すべき助成金の額

事業実施者は、3 の確定額から別添 2 に規定する操業費用等補助金の額を差し引いた額（以下「返還対象額」という。）を全額返還するものとする。

(2) 助成金の返還

水漁機構は、第 2 の 3 の (1) により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別記様式第 8 号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。ただし、災害、事故その他特別の事情がある場合にあっては、水漁機構が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返還すべき助成金の額とする。

第 3 その他

- 1 水漁機構は、事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて、事業を実施するものとする。
- 2 水産庁長官は、第 1 の 1 の (3) の事業について、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、操業又は漁業経営に支障を来している漁業者による生産回復の状況等を踏まえ、事業の必要性について、少なくとも 3 年に 1 回

は定期的に見直しを行うものとする。

附 則（平成２８年３月２９日２７水推第１３０９号）

この通知は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日３０水推第１３２５号）

- １ この通知は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ この通知の施行前に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

【別記様式第1号】

がんばる漁業復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた〇〇〇〇漁業復興計画に基づき、がんばる漁業復興支援事業のうち、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の1の（1）の新船導入による収益性改善の事業（又は第1の1の（2）の既存船活用による収益性回復の事業若しくは第1の1の（3）の漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 事業を行う船舶

- (1) 船 名 及 び 総 ト ン 数 :
- (2) 所 有 者 等 氏 名 :
- (3) 所 有 者 等 住 所 :
- (4) 船 団 構 成 :
- (5) 漁 船 登 録 番 号 :
- (6) 進 水 年 月 日 :
- (7) 建 造 価 格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購 入 先 :
- (10) 購 入 価 格 :
- (11) 改 造 し た 内 容 :
- (12) 改 造 年 月 日 :
- (13) 改 造 価 格 :
- (14) 改 造 し た 造 船 所 の 名 称 及 び 住 所 :

※ (9) から (14) までは中古船の場合で該当する時のみ記入すること。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）

（注）集団操業計画に基づく事業を実施する場合にあっては、最初に事業を開始した日から起

算した事業実施期間（３年６か月以内）を別紙に記載するとともに、各船ごとの事業実施期間（３年以内）も併せて追記すること。

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

５．根拠地及び水揚げ港

根 拠 地：

水揚げ港：

６．事業項目

※ 漁業復興計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

７．事業経費の積算内訳

（単位：円）

（操業費用等補助分）

区 分	計 画 額	備 考
操 業 費 用 等 経 費		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

（運転経費等助成分）

区 分	計 画 額	備 考
人 件 費		(積算内訳)
燃 油 費		(積算内訳)
主 燃 油 持 込 金 利		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
氷 代		(積算内訳)
魚 箱 代		(積算内訳)

そ の 他 の 資 材 費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
そ の 他 の 経 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

【別記様式第2号】

がんばる漁業復興支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で承認のあった新船導入による収益性改善の事業(又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業)の実施状況について、がんばる漁業復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の7の(2)のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者等氏名:

所有者等住所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業結果

(1) 事業項目ごとの検証

(2) 収支の状況

5. 事業に要した経費

(操業費用等補助分)

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
操 業 費 用 等 経 費			
事 業 管 理 費			
消 費 税			
事業経費合計			

(運転経費等等助成分)

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
人 件 費			
燃 油 費			
主 燃 油 持 込 金 利			
え さ 代			
氷 代			
魚 箱 代			
そ の 他 の 資 材 費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
消 費 税			
事業経費合計			

6. 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (主たる魚種及び水揚げ港等)
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合 計			

【別記様式第3号】

がんばる漁業復興支援事業結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 事業に用いた船舶等

船名及び総トン数：

所有者等氏名：

所有者等住所：

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 事業結果

(1) 事業項目ごとの検証

大事項	中事項	震災前から現在までの状況と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「震災前から現在までの状況と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定漁業復興計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定漁業復興計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域漁業復興協議会で検討した改善策を記入すること。

(2) 収支の検証

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の 状況	復興 1年目 計画	1年目 実績	比較増減	復興 2年目 計画	2年目 実績	比較増減	復興 3年目 計画	3年目 実績	比較増減
収 入 収 入 合 計 水 揚 量 水 揚 高 そ の 他 収 入 経 費 経 費 合 計 (減価償却費を除く) 人 件 費 燃 油 代 修 繕 費 漁 具 費 保 険 料 公 租 公 課 販 売 経 費 そ の 他 経 費 減 価 償 却 費										
利 益										
償 却 前 利 益										

- ※ 計画策定時、1年目から3年目の計画欄においては、認定漁業復興計画の数値を記載すること。
- ※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。
- ※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、小数第3位を四捨五入すること。）。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

(3) 次世代船建造の見通し（新船導入による収益性改善の事業の場合）

償却前利益 百万円	×	次世代船建造までの 年数 年	>	船価 百万円
--------------	---	----------------------	---	-----------

- ※ 「償却前利益」は、事業期間中の取組状況をもとに数値を記載し、数値の根拠を欄外に記載すること。
- ※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は、認定漁業復興計画の年数及び金額を記入すること。
- ※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが漁業復興計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

（漁業復興計画との相違等の主な理由）

--

(3) 収益性回復の評価（既存船活用による収益性回復の事業の場合）

--

- ※ 償却前利益について、地域の実情に応じて代船の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

(3) ○○漁業における生産回復の状況（漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業の場合）

	震災前の 状況	復興 1年目 計画	1年目 実績	比較増減	復興 2年目 計画	2年目 実績	比較増減	復興 3年目 計画	3年目 実績	比較増減
操業日数 操業回数 水揚量 (魚種別内訳)										

生産回復の評価

【別記様式第4号】

がんばる漁業復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年1月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき、当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

（操業費用等補助分）

（単位：円）（運転経費等助成分）

（単位：円）

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【別記様式第 5 号】

がんばる漁業復興支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水管第 1820 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（2）の規定に基づき、通知します。

【別記様式第6号】

がんばる漁業復興支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払されたく、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（3）に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 a-(b+c)	備考
操業費用等補助分					
運転経費等助成分					
合 計					

（振込口座）

項 目	操業費用等補助分振込口座	運転経費等助成分振込口座
金融機関名 (支店名)		
預金種目 口座番号	普通・当座・その他	普通・当座・その他
口座名義		

【別記様式第7号】

がんばる漁業復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（6）の規定に基づき、提出します。

記

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-a-d)	既返還額 (d)	備考
操業費用等 補助分					

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-d)	既返還額 (d)	備考
運転経費等 助成分					

【別記様式第8号】

がんばる漁業復興支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業）に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、通知する。

また、同実施要領第2の3の規定に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第2の3の（4）の規定に基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

1. 操業費用等補助分

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)	円	
既交付額(b)	円	
精算報告に基づく返納額(c)	円	
既返還額(d)	円	
返還額(c)－(d)	円	

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

2. 運転経費等助成分

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)	円	
既交付額(b)	円	
精算報告に基づく返納額 (c)=(b)－(a)	円	
既返還額(e)	円	
実施要領第3の1に基づく返還すべき助成金の額(f)	円	
返還額(c)＋(f)－(e)	円	

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

【別添 1】

がんばる漁業復興支援事業操業費用等経費算定基準

事業実施者が認定漁業復興計画に基づき実施するがんばる漁業復興支援事業に取り組む漁業者と操業契約等を締結する場合の漁業者に支払う操業費用等経費の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に船舶を取得し、又は実施要綱第3の1の（2）のウに基づく漁業復興計画の認定を受けた場合は、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得された船舶については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外のもの（地方税法 第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができる。

6. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。

9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とする。

10. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

11. 通信費

通信費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

12. 漁船使用料

上記1から4に基づき算定した額又は使用料（実績額）のうち額が低いものとする。

なお、漁船使用料を計上した場合は、上記1から4の金額は計上しないものとする。

ただし、上記1から4のうち使用料（実績額）算定の対象となっていないものは計上できるものとする。

13. 一般管理費

一般管理費は、上記1から12までの金額の合計額に8％を乗じて得た額とする。

14. 消費税

消費税は、上記1から13までの金額の合計額に8パーセントを乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から13までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添 2】

がんばる漁業復興支援事業において対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 操業費用等経費	以下に定める額の範囲内とする。 ① 新船導入による収益性改善の事業については別添 1 の操業費用等経費算定基準に規定する 1 から 14 までの合計額（以下「操業費用等経費算定額」という。）に $1/3$ を乗じた額 ② 既存船活用による収益性回復の事業については、操業費用等経費算定額に $2/3$ を乗じた額 ③ 漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業については、操業費用等経費算定額に $1/2$ を乗じた額。ただし、新船を導入しない場合、操業費用等経費算定額に $2/3$ を乗じた額とすることができる。 なお、事業実施者自らが、認定漁業復興計画に基づいて、新船導入による収益性改善の事業又は既存船活用による収益性回復の事業若しくは漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。	操業費用等補助金
2 燃油費	当該事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代	運転経費等助成金
3 えさ代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む。）	
4 氷代	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した氷代	
5 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代	
6 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く。）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く。）	
7 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費とし、その他の場合には、販売金額の 5 パーセント以内とする。	
8 その他の経費	当該事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	

9 消費税	2 から 8 までの経費に要した消費税額	
10 事業管理費	当該事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の 2 パーセント以内とする。 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	操業費用等補助金
11 消費税	1 0 の経費に要した消費税額	

【参考：漁業操業契約書等の例】

漁業操業に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる漁業復興支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、〇〇漁業復興計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。

- 2 乙は、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱及びがんばる漁業復興支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅滞無く行うものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 〇〇漁業復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船 名：	機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数：
総 ト ン 数：	無 線 設 備 の 有 無：
漁 業 種 類：	信 号 符 号：
漁 船 登 録 番 号：	船 籍 港：
船 舶 番 号：	燃 油 最 大 積 載 量：
進 水 年 月 日：	船 舶 の 使 用 権：（使用貸借権又は自己所有船）
船 質：	

- 2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称） （船名： ）（船名： ）（合 計）

船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・			
・			
その他乗組員	1 0	5	1 5
合 計	〇〇	〇〇	〇〇

- 3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。
- 4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。
- 5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。
- 6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。
- 7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

（費用等）

第4条 〇〇漁業復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。
- 3 使用終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、前条第7項の規定により乙が積載

した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の帰属等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定漁業復興計画に基づいて販売するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払い)

第6条 本契約による漁業操業費用は、1か月金「 円」とし、甲は、当該漁業に係る費用のうち、1か月につき金「 円」(うち消費税額 円)を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。

3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

4 毎月の漁業操業費用について、甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

7 本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売代金から甲が返還する助成金額を差し引いた後の残額については、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。

8 第1項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。

3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 解約について

1. 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「がんばる漁業復興支援事業実施要領」(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の5の(1)から(6)の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

(6) 乙が次の各号に該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないように厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○